N_n　平成 n 年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0432

Q_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0503

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0620

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0637

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04984

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05540

N_n　平成 n 年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0432

Q_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0504

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0620

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0620

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0489

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0637

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04987

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05544